

お知らせ

医療法人の附帯業務の拡大について

◇医業経営・福利厚生部◇

医療法人が行うことができる事業（附帯業務）が、平成16年3月30日から下記のとおり拡大されましたのでお知らせします。

次の事業のうち、(1)の①を除く事業の実施主体は市町村です。

今回、事業の委託先が拡大され、医療法人が受託できることとなりました。

1 拡大された附帯業務の概要

| | |
|--|--|
| (1)次世代育生支援対策の推進にかかるもの | |
| ①保育所を経営する事業 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号） |
| ②乳幼児健康支援一時預かり事業 | 平成6年6月23日付け厚生省児童家庭局長通知 |
| (2)在宅介護の推進にかかるもの | |
| ■介護予防・地域支え合い事業のうち、次に掲げるもの 平成13年5月25日付け厚生労働省老健局長通知 | |
| ①高齢者等の生活支援事業 | ア) 外出支援サービス事業 イ) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 ウ) 軽度生活援助事業 エ) 住宅改修支援事業 オ) 高齢者共同生活（グループリビング）支援事業 |
| ②介護予防・生きがい活動支援事業 | ア) 介護予防事業 イ) 高齢者筋力向上トレーニング事業 ウ) 高齢者食生活改善事業 エ) 運動指導事業 オ) 生きがい活動支援通所事業 カ) 生活管理指導事業 キ) 「食」の自立支援事業 |
| ③在宅介護支援事業 | |

2 定款等の変更

医療法人が新たに上記1に掲げる事業を行う場合は、定款（寄附行為）変更の手続が必要です。

3 お問い合わせ先

- 事業の内容等に関するお問い合わせは、上記1の(1)については各保健福祉事業（支庁）の子ども・保健推進課又は市町村の担当窓口、上記1の(2)については市町村の担当窓口をお願いします。
- 医療法人の定款変更に関するお問い合わせは、道庁医務薬務課医務グループをお願いします。
(TEL 011-231-4111 内線25-565)